

写

事務連絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について（その2）

標記については、今月10日付け厚生労働省保険局総務課、保険課、国民健康保険課及び医療課事務連絡によりお伝えしたところですが、さらに下記のとおり取扱いを示しますので、その実施及び関係者への周知について、よろしくお願ひします。

記

1 一部負担金の割合及び被保険者番号の確認

- (1) 長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者に一部負担金の割合を確認される場合については、従前の被保険者証（老人保健による受給者証を含む。以下同じ。）による確認のほか、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。各都道府県の広域連合の連絡先は別紙のとおり。）に照会することにより確認することが可能です。

- (2) また、長寿医療制度の新たな被保険者証が被保険者の手元に届いていない場合や、被保険者証を持参していない患者の被保険者番号を確認される場合については、患者本人の同意を得た上で、必要に応じて受診時又は請求時に広域連合に照会することにより確認することが可能です。
- (3) また、広域連合においては、被保険者番号や一部負担金の割合に関する照会が各医療機関等からあった場合であって、患者の同意を得ていることを確認できた場合には、柔軟に御対応いただくようお願いします。

2 診療報酬請求時の取扱い

診療時における長寿医療制度の被保険者資格の確認については、従前の被保険者証によるほか、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより行うことができますが、最終的な診療報酬の請求時には、新たな被保険者証により被保険者番号等を確認の上、請求を行っていただくことが基本となります。